

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年1月19日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和2年12月24日	29,025円	東京労働局長	令和元年9月20日付報告第27号「専決処分した事件の報告について」第1項の事故につき、当該決定額のほか、左記の額を決定した。 本件は、本件事故により足立区小台在住者が負った傷害に係る医療費につき、労働者災害補償保険法に基づく保険給付が行われたことから、同法の規定により当該在住者の区に対する損害賠償請求権を

		相手方が取得したことによるものである。
--	--	---------------------